

# 大和郡山市職員採用試験

受付期間＝12月18日(水)～1月7日(火)(市HPより申し込み)

受験資格・試験日など＝市HPに掲載

試験区分	採用予定人員	受験資格(年齢は令和6年3月31日満了時点です。)		
		年齢	学歴	免許・資格等
行政職(上級) ※1	10人程度	28歳未満 平成8年4月2日以降生まれ	大学卒業以上	要件なし。
		33歳未満 平成3年4月2日以降生まれ	大学卒業以上	右記資格のいずれか一つ以上有する人。 社会福祉士・精神保健福祉士・ 介護福祉士・図書館司書
土木技術職	5人程度	35歳未満 平成元年4月2日以降生まれ	大学(土木専門課程)卒業以上	要件なし。
			大学卒業以上	1級土木施工管理技士または2級土木施工管理技士資格を有する人。
		40歳未満 昭和59年4月2日以降生まれ	大学(土木専門課程)卒業以上	土木技術者としての職務経験が5年以上ある人。
大学卒業以上	1級土木施工管理技士または2級土木施工管理技士資格を有し、土木技術者としての職務経験が5年以上ある人。			
技能労務士	2人程度	40歳未満 昭和59年4月2日以降生まれ	要件なし	準中型自動車(車両総重量が3.5t以上7.5t未満の自動車)を運転可能な免許を有する人。 ※オートマチック車限定は不可。

※1 行政職(上級)とは、一般行政事務および都市建設に関する専門技術的業務に従事していただく職種であり、配属先は、事務系部署または技術系部署になります。

※詳しくは募集要項をご覧ください。市HPからダウンロードできます。

問合せ＝総務部 人事課内 市職員採用試験委員会(内線 221～223)

## 「障害者週間」ってご存知ですか？

昭和57年12月3日「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択されました。これを記念して平成4年の第47回国連総会において、12月3日を「国際障害者デー」とすることが宣言されました。また、昭和50年12月9日「障害者の権利宣言」が国連総会で採択され、国際障害者年を記念して昭和56年11月に国際障害者年推進本部が12月9日を「障害者の日」とすることに決定しました。その後、平成5年11月に心身障害者対策基本法が障害者基本法に改められた際に、12月9日を「障害者の日」とすることが法律にも規定されました。そこから「国際障害者デー」である12月3日から日本の「障害者の日」である12月9日までの1週間は「障害者週間」と定められました。この時期に国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として定められました。

■障害者福祉ショップ「百壽橋商店みりお～の」では障害者週間に合わせてイベントを企画しています。  
(障害福祉課)